

「鶴岡市過疎地域持続的発展計画」は、過疎地域である本市において、「過疎地域の持続的発展に関する特別措置法」に基づく支援措置を活用しながら総合的かつ計画的な対策を実施することによって、本市の「持続的な発展」を推進して行くための計画です。

1. 計画期間

令和8年度～12年度（2026年度～2030年度）

2. 過疎区分

市全域が「みなし過疎」（一部過疎の要件を満たす地域：藤島・朝日・温海地域）

3. 市過疎計画の位置付け

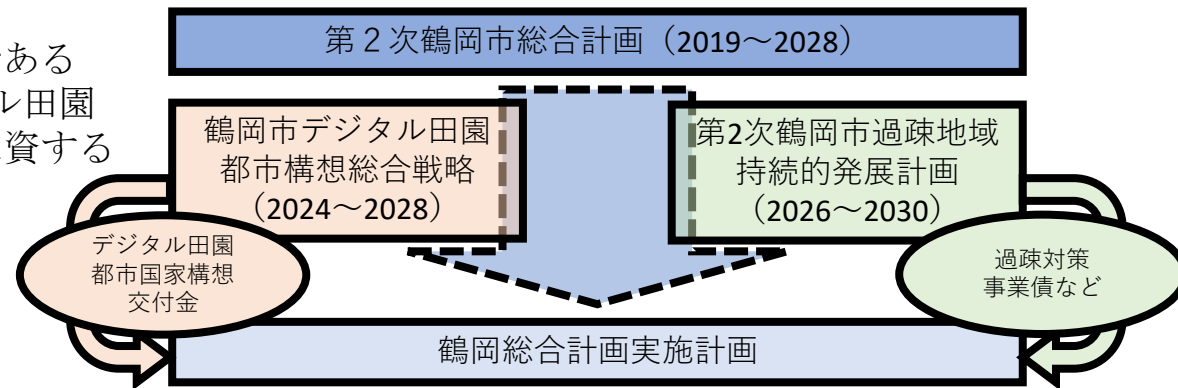
過疎対策を全市的な課題として捉え、上位計画である「第2次鶴岡市総合計画」に即し、「鶴岡市デジタル田園都市構想総合戦略」と並立した本市の持続的発展に資する事業計画として策定しています。

4. 市過疎計画の基本方針

- (1) 住民の暮らしと安全安心の確保
- (2) 地域資源を活用した魅力の創造
- (3) 集落の維持・活性化と広域化による対応
- (4) 人の流れの創出と新たな担い手の育成
- (5) デジタル技術の活用

5. 市過疎計画における実施すべき施策

- (1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
- (2) 産業の振興
- (3) 地域における情報化
- (4) 交通施設の整備、交通手段の確保
- (5) 生活環境の整備
- (6) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
- (7) 医療の確保



- 過疎法内で市町村計画の事項として掲げられているもの
- 地域振興懇談会で協議された主要事業などを施策に反映

- (8) 教育の振興
 - (9) 集落の整備
 - (10) 地域文化の振興等
 - (11) 再生可能エネルギーの利用の促進
 - (12) その他地域の持続的発展に関し必要な事項
- ※下線箇所は市として想定する重要事業